

公認スキー検定員クリニック開催基準要項

1. 公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スキー検定員クリニック××会場」と称する。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。
4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。
5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。
6. クリニック年度は、本連盟年度とする。
7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。
 - (1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
 - (2) A級検定員クリニック、B級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者
 - (3) C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者
 - (4) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。
 - (5) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。
8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。
 - (1) 実技（運営能力）
 - ① 運営スケジュール
 - ② 斜面選定
 - ③ 傷害防止対策
 - ④ その他運営に関すること
 - (2) 実技（判定能力）
視覚による評価の実際（映像資料の利用を含む）
9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参加前にeラーニングを視聴する。
10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。
11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。
12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める研修会参加料とする。

13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年 8 月	制定
昭和 61年 5 月	改訂
昭和 61年 11月	改訂
平成 元年 6 月	改訂
平成 2 年 11月	改訂
平成 4 年 10月	改正
平成 4 年 12月 12日	改正
平成 12年 9 月 21日	改正
平成 15年 6 月 27日	改正
平成 16年 6 月 25日	改正
平成 17年 11月 2 日	改正
平成 18年 11月 1 日	改正
平成 23年 9 月 20日	改正
平成 25年 7 月 9 日	改正
平成 27年 7 月 14日	改正
平成 29年 7 月 15日	改正
令和 5 年 7 月 5 日	改正